

選挙管理運営委員会内規

制定：2016年7月31日

最終改正：2019年1月13日

1 委員会の構成と招集

- (1) 委員長は委員会の活動を統括する。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。委員の過半数からの要請があった場合、委員長は委員会を招集しなければならない。
- (3) 委員会は構成員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- (4) 委員長が委員を推薦する際に、原則として4名の内1名は、前期の選挙管理運営委員に継続して依頼する。
- (5) 委員会は、総務委員の電子投票システム担当者に対してオブザーバーとして出席を求めることができる。
- (6) 選挙実施年度の第1回委員会の開催後に、委員長が職務を果たせない状況になったときは、委員の中から委員長代行を互選によって選出する。

2 役員選挙・被選挙権を有する正会員は、当該選挙実施年度の9月1日時点のものとする。

3 役員候補者の推薦募集、選挙公示、開票作業

- (1) 役員候補者の推薦募集および選挙公示は、電子投票システムおよび郵送によって行う。
- (2) 役員候補者の推薦と投票は、電子投票システムおよび郵送によって行う。
- (3) 電子投票システムに保管される推薦結果ならびに投票結果へのアクセス権限は、委員会のみが有する。
- (4) 委員会は、郵送投票および電子投票の重複チェックを行なったうえで、開票作業を行う。

4 副会長および常任理事の選挙

- (1) 副会長および常任理事の選挙にあたって、理事当選者に役員選挙の投票結果（氏名、得票数）を示した上で、投票を求める。
- (2) 投票は郵送によって行う。
- (3) 選出にあたっては、副会長当選が常任理事当選に優先する。
- (4) 委員長もしくは委員が理事に選出され確定した場合、その後の副会長および

常任理事選挙の開票作業には携わらない。3名の委員（委員長を含む）が理事に選出され確定した場合、委員長はこれを会長に報告する。会長は、その報告を受けて、理事に選出され確定した者以外の正会員の中から、開票作業が3名以上で行われるよう、それに携わる者を指名し補充する。

5 報告と資料の管理

- (1) すべての選挙終了後、委員会は会長宛に選挙報告書および役員就任承諾書を提出する。
- (2) 選挙報告書には以下の項目を含めることとする。
 - 1) 役員選挙に関する日程
 - 2) 理事候補者推薦結果
 - 3) 会長・理事・監事選挙結果
 - 4) 副会長・常任理事選挙結果
 - 5) 新役員一覧
- (3) 委員会は、選挙報告書に、選挙に関する総括、課題、改善点などを含めることができる。
- (4) 委員会は、選挙終了後に会計報告および領収書を事務局に提出する。

付則 本内規は2016年7月31日から施行する。

付則 本内規は2019年1月13日から施行する。